

会 議 録

(敬称略)

会議の名称	令和２年度第１回茨木市空家等対策協議会
開催日時	令和２年７月31日（金）午後１時開会・午後２時20分閉会
開催場所	茨木市役所南館10階 大議室
会 長	吉田 友彦
出席者	〔 委 員 〕 吉田 友彦、井上 えり子、入江 寛、神保 勲、大脇 久徳 ＜学識経験者等＞ 上田 光夫、稲葉 通宣 ＜市議会推薦＞ 富澤 秀雄 ＜公募市民＞ （８人） 〔 市 長 〕 （代理出席 都市整備部長）岸田 茂樹
欠 席 者	井上 典子、西谷 友香里 （２人）
事務局	中野居住政策課長、谷本居住政策課課長代理、 谷山居住政策課政策係長
開催形態	一部非公開
議題（案件）	(1) 開会 (2) 委員紹介 (3) 会長選出 (4) 会議の公開・非公開の決定 (5) 令和２年度空家活用提案事業の実施について (6) 特定空家等に対する取組状況について (7) 閉会
傍 聴 者	２人

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題（案 件）・発 言 内 容・決 定 事 項
事務局	ただ今から令和２年度第１回茨木市空家等対策協議会を開会する。 開会にあたり、岸田部長からあいさつを申し上げる。
岸田部長	（あいさつ）
事務局	本日の出席状況は、委員総数１０名のところ出席者は８名となっている。 本日は令和２年度第１回の協議会のため、委員の皆様を紹介する。 （学識経験者等、市議会推薦委員、市民委員を順次紹介） 始めに、本協議会の会長の選出をお願いする。 本協議会の会長は茨木市空家等対策協議会規則第５条第１項の規定により、学識経験者の中から委員の互選により定めることとなっている。 まず、会長の選出をお願いしたいが、事務局から、都市・住環境政策を専門にされ、当分野について豊富な知見をお持ちの吉田委員を推薦したいがよろしいか。 （異議なし）
事務局	吉田委員に茨木市空家等対策協議会会長をお願いする。 続いて会長代理の選出をお願いしたい。 茨木市空家等対策協議会規則第５条第３項の規定により、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理することとなっており、会長の指名により選出するものとなっているが、会長いかがか。
吉田会長	会長代理は、空家問題に関して精通している井上えり子委員をお願いしたいがよろしいか。 （井上えり子委員より了承の声あり、異議なし）
事務局	井上えり子委員に茨木市空家等対策協議会会長代理をお願いする。 それでは本協議会の進行を吉田会長をお願いする。
吉田会長	会長を務めさせていただくので、協力を賜りたい。 それでは、次第に沿って議事を進める。まず会議の公開についてお諮りしたいと思う。事務局から説明をお願いする。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題（案 件）・発 言 内 容・決 定 事 項
事務局	会議の公開について説明する。 本市では、審議会等の会議は、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、個人に関する情報を審議する場合などを除き、公開を原則として審議会等に諮ったうえで決定することとしている。また審議に関して提出された資料についても、傍聴人に閲覧、配布することができることとしている。会議録もその作成と公表を基本としており、本協議会の会議録もホームページ等により公表していきたいと考えている。 会議録の内容は、要点筆記の形で、また会議録に表記される発言者のお名前も、委員の皆さまのご承諾をいただければ公表してまいりたいと考えている。なお、会議録は事務局で作成した案を吉田会長にその内容をご確認いただいたうえで、公表したいと考えている。
吉田会長	今後、非公開とすべき案件が発生した時には、会議の非公開を決定することとして、それまでは原則に基づき会議は公開とし、資料も傍聴者への閲覧、配布を許したいと思う。また会議録に表記される発言者の名前も公表してよいのではないかなと思う。
井上委員	本日の案件には、特定空家等の位置や所有者の状況等、個人情報に当たる内容もあると思うが、それも公開するか。
事務局	本日の案件のうち「特定空家等に対する取組状況」については個人情報が含まれる内容であるため、事務局としては非公開としたいと考えている。
吉田会長	本日の協議案件である「令和２年度空家活用提案事業の実施」についてまでは公開とし、「特定空家等に対する取組状況」については個人情報も含まれるため、非公開がよいのではないかな、という事務局からの提案だがよろしいか。 （異議なし）
吉田会長	それでは、当協議会は公開とするが、個人情報が含まれる内容については非公開とする。 本日の協議案件においても「特定空家等に対する取組状況」については非公開とする。 それでは、次第に沿って議事を進める。 事務局から説明をお願いします。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	(事務局説明) ・ 令和 2 年度空家活用提案事業の実施について
吉田会長	事務局の説明は以上である。 何か意見や質問はあるか。
富澤委員	空家等の定義について、利用スペースが独立しているというのはどのようなイメージか。大きな店舗を区切った一部分もよいということか。
事務局	共同住宅の一室等、他の占有部分を通らずに利用できるような空間を想定している。他の占有部分を通らないと利用スペースに行けないというのは空家や空室とは考えにくい。
井上委員	事業趣旨について、「地域に開かれた」という言葉の意味の解釈は受け手によって様々だと思う。 例えば、店舗は基本的に誰でも出入りできるので、「地域に開かれた」といえると思うが、店舗であれば何でもよいのか、それとも店舗の中に交流スペースがあるとか、ここでは何を求めているかをはっきりさせた方がいいと思う。例示等を付け加えたほうがよいのではないか。
事務局	店舗であれば、単なる営利目的ではなく、空家活用により結果的に周辺のにぎわいに繋がるのが判断できるような使い方をしていただきたいと思っている。 実際の使い方は審査対象になる部分だと思うので、あまり限定せず、こちらの趣旨が伝わりやすいよう、表現を工夫したいと思う。
吉田会長	応募要領を見直す際に、趣旨が伝わるように補足していただきたい。 その他意見等ないか。
入江委員	質問ではないが、前回の問題点について、事務局でまとめられたと感じている。 独立性という面で、前回の提案は 2 階に行くために 1 階を通過することだったので、独立したスペースという条件を追加されたり、ついこの間まで使っていたスペースの活用だったので、1 年以上居住その他の使用がなされていないという条件を付け加えられた。 また去年の申請は 3 件しかなかったことから、事業趣旨の緩和という考えになっていると思う。 二次審査については、プレゼンテーション 10 分、質疑 10 分では少し短

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題（案 件）・発 言 内 容・決 定 事 項
	かったので、15分ずつあれば余裕ができると思う。 個人的には、昨年度の状況に対応していただいていると思っている。
井上委員	空家となっている期間について、1年以上居住その他の使用がなされていないものという条件を追加するということだが、どのように確認するのか。
事務局	基本的にはヒアリングで確認する。必要に応じて、水道・ガスの使用状況や不動産事業者による広告等、空家等と確認できるようなものを求めたいと思っている。
吉田会長	所有者と利活用者、耐火性、耐震性について、意見等ないか。
神保委員	耐火性・耐震性・老朽化について、前回も少し議論されたが、現行通りということで問題ないと思っている。 所有者と利活用者について、昨年度は、所有者または既存の利用者による応募であったが、新たに空家を探している方が多いのであれば、そのような利活用希望者に応募していただけるようにしたらいいと思っている。
事務局	昨年度の応募要領にも書いていたが、申請者が自ら空家等を探して応募する以外に、空き家バンクに登録されている物件に対する提案もお受けし、市でマッチングできるものであれば進めていきたいと考えている。 また、なるべく利活用希望者に応募いただけるよう、チラシの記載内容の工夫や事前相談もしやすくなるような広報の仕方を考えたいと思う。
吉田会長	例えば、空き家バンクを活用することを期待するという記述があると繋がってくるのかもしれない。 その他、意見等ないか。 （意見なし）
吉田会長	それでは、続いて「特定空家等に対する取組状況」に移る。 本案件は非公開となるため、傍聴の方は退席をお願いする。 （傍聴者退席） <非公開>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題（案 件）・発 言 内 容・決 定 事 項
吉田会長	それでは、案件は以上である。 その他、事務局から連絡事項があればお願いします。 今年度のスケジュールについて報告する。 今年度の本協議会は7月、11月、3月の計3回の開催を予定している。 次回11月には空家活用提案事業の審査を、3月には特定空家等の取組状況について、ご意見をいただきたいと考えている。 以上をもって、令和2年度第1回茨木市空家等対策協議会を閉会する。 （午後2時20分閉会）
事務局	
吉田会長	